

局所排気装置以外の発散抑制方法について

資料6-3-2(再配布)

1 局所排気装置以外の発散抑制方法に関する現行の規定例

- 有機溶剤中毒予防規則(第12条)・・・エアカーテン、有機溶剤に水等を浮かべる等
- 特定化学物質障害予防規則(第38条の12等)・・・エチレンオキシドによる滅菌作業において、一定の機能を有する滅菌器を使用するとき等

2 課題

- ・ 1の場合を除いて、有害物の発散抑制措置として、局所排気装置以外の工学的対策は認められていない。
- ・ このため、発散抑制対策の技術革新が妨げられていると考えられる。
(想定される技術の例)
光触媒等による有害物の分解

3 検討の方向性

局所排気装置以外の発散抑制措置についても認めていく必要があるのではないか。